

新潟県教育情報ネットワークシステム  
設計業務委託

仕様書

令和8年4月

新潟県教育庁総務課

## 1 業務名

新潟県教育情報ネットワークシステム設計業務

## 2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

(令和8年9月30日までに次期ネットワーク構想図及び概算見積書を含む中間報告書を県へ提出すること)

## 3 業務の背景及び目的

本県の県立学校において利用している校務用ネットワークである新潟県教育情報ネットワーク(以下「NEIN」という。)システムのサーバ等機器が令和9年度(令和10年1月)に更新時期を迎えるに当たり、機器更新を伴う次期ネットワーク設計及び構築が必要となる。

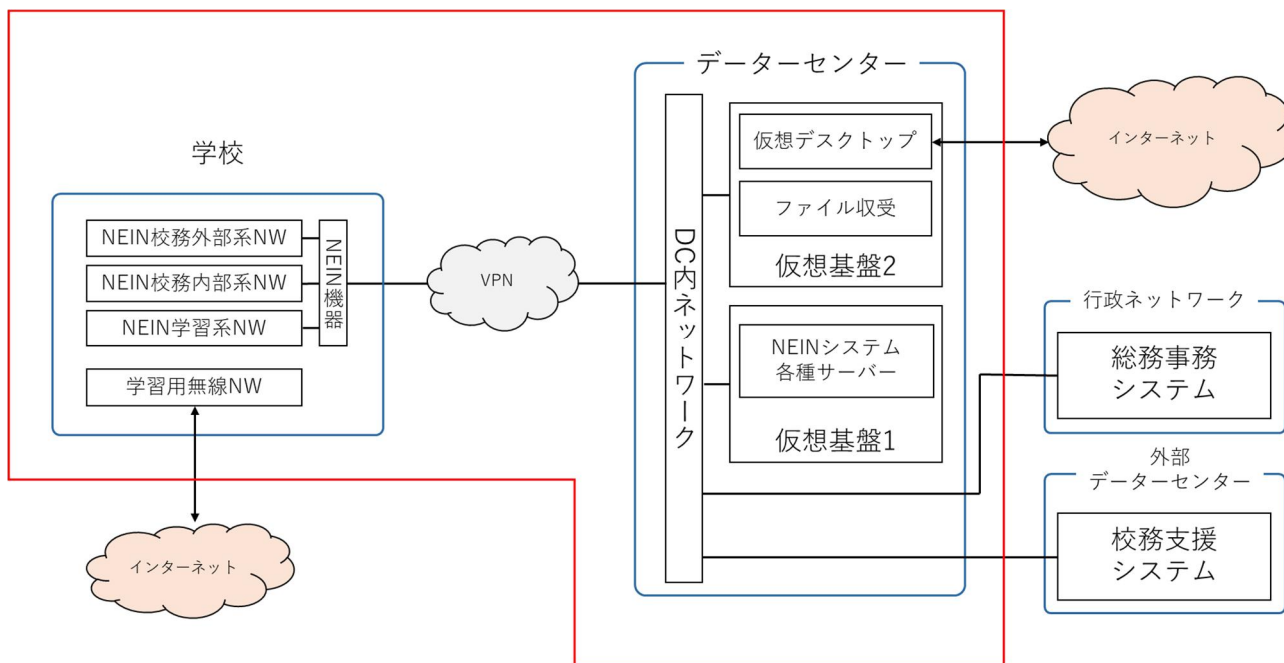
現行のネットワーク構成下にあっては、国のGIGAスクール構想の下整備された学習用回線は校務用回線とは分離しているため、授業を担当する教員が複数の端末を使い分ける必要があるなど、学校現場における煩雑さが課題となっている。

本業務は、現運用下における様々な課題を調査・分析の上、文部科学省の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、アクセス制御を前提とした学習用回線との統合・一体的な運用を念頭に次期校務用ネットワークの構想を策定し、令和9年度において機器等の調達及びネットワークの構築を実施するための仕様書と、その根拠となる基礎資料を作成することを目的とする。

## 4 NEINの概要

現在のNEIN概要を以下に示す。

<NEIN概要図>



<NEIN 利用拠点数（令和 8 年 4 月時点）>

拠点名	拠点数
県立学校	111
新潟県庁	1
県立教育センター	1
総務事務センター	1
合計	114

<NEIN システムの主な構成>

機能	インターネット接続、県立学校ホームページシステム、NEIN ドメイン DNS システム、アカウント管理システム (ActiveDirectory)、セキュリティ管理システム (WSUS)、ウイルス対策管理システム、WEB フィルタリングシステム、ログ収集システム、グループウェア (Microsoft365)
システム及びサービス	以下の機器及びサービスを含む。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ データセンター</li> <li>・ ファイアーウォール (UTM)</li> <li>・ 基幹 L3 スイッチ、サーバースイッチ、管理ネットワークスイッチ</li> <li>・ VPN 接続用ルーター</li> <li>・ 接続拠点用 VPN ルーター (拠点側)</li> <li>・ ネットワーク監視システム</li> <li>・ データバックアップシステム</li> <li>・ 仮想基盤管理システム</li> <li>・ DNS サービス</li> <li>・ 外部公開 HTTP サービス</li> <li>・ NTP サービス</li> <li>・ ActiveDirectory サービス</li> <li>・ ActiveDirectory Connect サービス</li> <li>・ WindowsServer Update サービス</li> <li>・ メールシステム (Microsoft365 を利用、アカウントは ADDS と同期)</li> <li>・ グループウェアシステム (Microsoft365 を利用、アカウントは ADDS と同期)</li> <li>・ WEB フィルタリング (UTM 機能及びクラウドサービスを利用)</li> <li>・ ファイル共有サービス</li> <li>・ ウィルス対策管理サービス</li> <li>・ ログ管理サービス</li> </ul>
接続端末	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教職員端末 (約 5500 台)</li> <li>・ 学習用端末 (約 6000 台)</li> <li>・ 学校導入端末</li> </ul>

## 5 本業務における前提

- (1) 令和9年度の次期ネットワーク構築において、受注事業者が特定の者に限定されることのないよう設計し、汎用性のある成果物（仕様書等）を作成すること。
- (2) 文部科学省の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」及び「新潟県教育情報セキュリティポリシー」を踏まえ、セキュリティ面を十分に考慮した設計とすること。
- (3) 現行ネットワークにおける学校現場の課題を解消し、利便性の向上に資する設計とすること。
- (4) 次期ネットワークの構築時及び現行ネットワークからの移行（切替え）時については、通信断の期間が最小限となるよう設計すること。
- (5) 教育分野における SaaS 利用の拡大を踏まえ、クラウドサービス活用を前提としたネットワークのあり方を検討すること。

## 6 現在の想定スケジュール

令和8年6月～令和9年3月	次期ネットワーク設計（本業務）
令和9年4月	現行ネットワークにおけるインターネット分離の廃止
令和9年6月～12月	次期ネットワーク構築
令和10年1月	ネットワーク切替え・次期ネットワーク運用開始
令和11年1月	教員の校務用端末更新

※現在想定している全体のスケジュールであり、今後変更となる可能性があります

## 7 業務内容

受託者は、以下に記載する内容の他、企画提案書に記載した内容を実施すること。

なお、本業務には機器調達、ネットワーク構築、運用保守は含まない。

### (1) 業務実施計画書の作成

本業務の開始時、以下を含む業務実施計画書を作成し、進捗管理を行うこと。

- ア 業務実施体制
- イ 業務スケジュール案
- ウ 成果物作成計画
- エ 進捗管理・報告方法

### (2) 現行ネットワーク調査・課題抽出

既存の資料を基本とし、必要に応じてヒアリング等の補足的な調査を実施の上、技術面、運用面、セキュリティ面、利用面の観点から課題を整理すること。

なお、本調査は次期ネットワーク設計に必要な範囲で実施するものとし、作業工数は、本業務全体の中で過度な比重とならないよう留意すること。

主な調査内容は以下のとおり。

- ア NEIN のネットワーク構成、トラフィック量、利用実態（ヒアリング等による）
- イ ネットワーク統合を前提とした学習用回線の調査
- ウ 内部及び外部システムの調査に基づく、課題及び次期ネットワークにて必要な機能

エ 保守・運用体制

他、次期ネットワーク設計において必要な確認及び調査を実施し整理すること。

(3) 次期ネットワークに関する要件定義

次期ネットワークにおける各機能を整理し、要件及び方針を定義すること。範囲としては以下を想定するが、設計に必要な要素は全て作成すること。

ア 機能要件

- (ア) ネットワークの構想
- (イ) インターネットの利用
- (ウ) 有害サイトフィルタリング
- (エ) 共有フォルダ機能
- (オ) 電子メール機能
- (カ) バックアップ機能
- (キ) 通信回線
- (ク) 端末統合
- (ケ) 外部接続
- (コ) クラウドサービス

イ 非機能要件

- (ア) 可用性
- (イ) 拡張性（学校再編）
- (ウ) 性能
- (エ) 運用・保守
- (オ) セキュリティ
- (カ) 利便性

(4) ネットワーク設計

ア 次期ネットワーク構成図、機能一覧を作成すること。

イ 校務系・学習系のネットワーク統合に当たっては、アクセス制御技術等を用い、利便性を損なわずに強固なセキュリティを確保する構成を検討すること。

ウ 利便性向上のため、現状校務用（Windows ノート PC）と指導用（iPad）の2台となっている教員用の端末については、2 in 1 端末等への1 台化を前提として次期ネットワークを検討すること。

エ クラウドサービスの活用を前提とした、回線の最適化について検討すること。

オ 現状において NEIN から接続している他システム（統合型校務支援システム、総務事務システム）との連携を維持するよう設計すること。

カ 現状学校現場において、教員の校務用端末と事務室の職員用端末（知事部局側ネットワーク：庁内 LAN に接続）との間のデータ共有が容易でないという課題を解決するため、将来的な庁内 LAN との連携を含めた利便性向上の検討を行うこと。

キ 次期ネットワーク移行のための前提条件の整理及び想定スケジュール案を作成すること。

(5) 調達仕様書案の作成

令和9年度予定の次期ネットワーク構築に必要となる全ての機器・システム等の調達仕様書案を作成すること。

(6) 概算見積書の作成

次期ネットワーク構成図、調達仕様書案に対応した概算見積書を作成すること。

## 9 納入成果物

以下の成果物について、紙媒体2部、電子媒体（CD-ROMまたはDVD-ROM）2部納品すること。

（令和8年9月30日までに次期ネットワーク構想図及び概算見積書を含む中間報告書を県へ提出すること）

(1) 現行ネットワーク調査報告書

(2) 課題整理資料

(3) 次期ネットワーク構想図

(4) 次期ネットワーク移行スケジュール案

(5) 要件定義書

(6) 調達仕様書案

(7) 概算見積書

## 10 その他

(1) 業務実施体制

本業務の遂行に係るプロジェクト実施体制を明確にすること。プロジェクトマネージャーを1名選任するとともに、外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

(2) 機密保持

ア 本業務の履行により直接又は間接に知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

イ 必要な関係資料について、本業務以外に使用しないこと。また、第三者に提供しないこと。

ウ 関係資料を無断で持ち出さないこと。複写または複製をしないこと。

また、関係資料の紛失、毀損等の事故が発生した場合は、直ちに報告すること。

エ 県が提供する資料は原則として貸出しによるものとし、本業務が完了したときは、直ちに関係資料を返還すること。

(3) 業務実施に際しての現行ネットワークの運用継続

本業務の実施に際しては、原則として現行ネットワークを停止させないこと。

(4) 疑義等の照会・協議

本仕様書の内容で疑問や問題点等が生じた場合には、その都度県と協議すること。

また、本仕様書に記載されていない事項については、県の指示によるものとする。

(5) 再委託に関する要件

受託者は、本業務の一部を再委託する場合、事前に書面により県に届け出ること。